

財政支援団体等監査報告（第2号）

1. 監査等の対象

令和5年度において、倶知安町から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について選定した。

社会福祉法人 倶知安町社会福祉協議会（福祉医療課）

倶知安観光協会事業補助金 47,622,000 円

2. 監査等の着眼点

補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3. 監査等の主な実施内容

所管課及び補助団体に対しては、提出された資料に基づき内容と事務処理の状況を精査するとともに、関係書類、事業内容、資金の使途等の確認を行いました。

4. 監査の実施日程及び場所

令和7年2月17日（月）

社会福祉法人 倶知安町社会福祉協議会

5. 監査の結果

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものは認められず、概ね適正に取り扱われているものと認められました。

6. 各補助事業等に対する所見

① 当該協議会は、介護保険事業、ホームヘルプ事業、デイサービス事業、介護保険事業と多岐に渡っていることから、人員確保等に苦慮している。

このことから、協議会運営に対する補助金に対して再考する必要があると考える。

今後、町と十分協議すべきである。

② 平成15年から介護保険事業が国の事業として始まっており、保険料が徴収されていることから、自治体の責任は重くなっている。そのため、当該協議会としても両輪でこのサービスを実施していかなければならない。また、他の事業者とも連携を強化していかなければならない。これらに於いて、当該協議会は、その中心的な役割を担っていることから、これまでの役割・業務量等を勘案し充実していかなければならないと考える。

③ 当該協議会は、16名で運営していることから、将来を見据えた人材確保も考慮すべきと考える。

④ ①でも述べているが、当該協議会に対する財政的支援が補助金でいいのか、また他の手法が考えられるかについて、十分協議すべきと考える。

団体にとって使い勝手の良い手法があるのかも含めて検討すべきである。

⑤ 当該協議会もメインの事業以外に於いても、低所得者のセーフティーネットも行っている。これらについても今後更なる充実を期待するものである。

⑥ ③でも述べているが、人員確保を促進するためには、この地域の独特の賃金体系を考慮しなければならない。

7. 総括

当該協議会の業務は、住民サービスに直接影響を及ぼすものであることから、財政的な支援はもとより、人的な支援も含めて早急に検討すべきものとする。

事務局長並びに担当課長の出席のもと、丁寧な説明をいただき感謝致します。

なお、今後においては、倶知安町と十分協議しつつ、当該協議会の更なる発展と活躍を期待する。